附則様式第二号（附則第二条第九項関係）

表　面

12cm

8cm

写真

第　号

所属庁

氏　名

生年月日

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第二条第六項の規定による立入検査証

年　月　日　発　行

（使用期間一年）

裏　面

この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則抜粋

第二条

5　都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。次条第三項において同じ。）は、この条の規定の施行に必要な限度において、喫煙可能室設置施設の管理権原者等に対し、当該喫煙可能室設置施設の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、喫煙可能室設置施設に立ち入り、当該喫煙可能室設置施設の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

6　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

7　第五項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。

附則様式第三号（附則第三条第五項関係）

表　面

12cm

8cm

写真

第　号

所属庁

氏　名

生年月日

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則第三条第四項の規定による立入検査証

年　月　日　発　行

（使用期間一年）

裏　面

この証票を携帯する者は、健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）により立入検査又は質問をする職権を行う者で、その関係条文は次のとおりである。

健康増進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十八号）附則抜粋

第三条

3　都道府県知事は、この条の規定の施行に必要な限度において、指定たばこ専用喫煙室設置施設等の管理権原者等に対し、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況その他必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、指定たばこ専用喫煙室設置施設等に立ち入り、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

4　前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5　第三項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

写真面及び職員の証面には、所属庁の庁印を押すものとする。